

令和3年7月30日

自動車局安全政策課

技術・環境政策課

自動車事故対策費補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

1. 実施する補助事業（詳細は別紙参照）

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_03.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 交付申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間：別紙参照（補助事業によって異なります。）

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 村井、奥山（運行管理の高度化・過労防止・社内安全教育）

TEL: 03-5253-8111（内線 41623、41624） 03-5253-8566（直通）

自動車局技術・環境政策課 和田、松倉（ASV）

TEL: 03-5253-8111（内線 42533） 03-5253-8590（直通）

令和3年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

(1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

① 受付期間: 令和3年8月2日～令和3年11月30日

② 補助対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置
車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時
対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置
統合制御型可変式速度超過抑制装置

③ 補助率: 取得に対する経費の1/2(1/3)

④ 補助限度額(装置1台あたり)

○ 衝突被害軽減ブレーキ

車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラック: 10万円

車両総重量 12t 以下のバス: 15万円(10万円)

○ ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置

車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラック: 5万円

車両総重量 12t 以下のバス: 5万円(3万3千円)

タクシー: 5万円

○ 車両安定性制御装置

車両総重量 3.5t 超 20t 以下のトラック: 10万円

車両総重量 5t 超 12t 以下のバス: 10万円(6万7千円)

○ ドライバー異常時対応システム

トラック: 10万円

バス: 10万円(6万7千円)

タクシー: 10万円

○ 先進ライト

車両総重量 3.5t 超のトラック(13t超トラック含む): 10万円

バス: 10万円(6万7千円)

○ 側方衝突警報装置

車両総重量 3.5t 超のトラック: 5万円

バス: 5万円(3万3千円)

○ 統合制御型可変式速度超過抑制装置

バス: 10万円(6万7千円)

⑤ 同一車両に複数の装置を装着する場合の上限額

トラック: 15万円 バス: 30万円(20万円)

※()内は貸切りバス事業者のうち大企業の場合

(2) 運行管理の高度化に対する支援

① 受付期間:

(1次募集)令和3年8月16日～令和3年9月17日

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)令和3年10月4日～令和3年11月30日

②補助対象機器: デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーであって、国土交通大臣が選定したもの

③補助率: 取得に対する経費の1/3

④補助限度額(機器1台あたり)

○デジタル式運行記録計

車載器: 3万円 事務所機器: 10万円

○映像記録型ドライブレコーダー

車載器: 2万円(一部2.5万円) カメラ: 5千円 事務所機器: 3万円

⑤1事業者あたりの上限額: 80万円

(3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

① 受付期間: 令和3年8月16日～令和3年11月30日

②補助対象機器: 下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの

○ITを活用した遠隔地における点呼機器

○運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

○休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

○運行中の運行管理機器

③補助率: 取得に対する経費の1/2

④補助限度額: 一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細につきましてはHP参照)

⑤1事業者あたりの上限額: 80万円

(4) 社内安全教育の実施に対する支援

① 受付期間: 令和3年8月16日～令和3年9月17日

②補助対象コンサルティング: 国土交通大臣が認定したコンサルティングメニュー

③補助率: コンサルティング利用に対する経費の1/3

④1事業者あたりの上限額: 100万円

※ 先進安全自動車(ASV)の導入、運行管理の高度化及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の補助対象は、令和3年4月1日以降に導入したものが対象となります。